

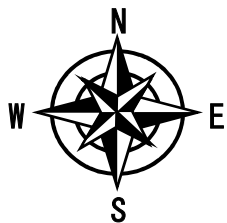
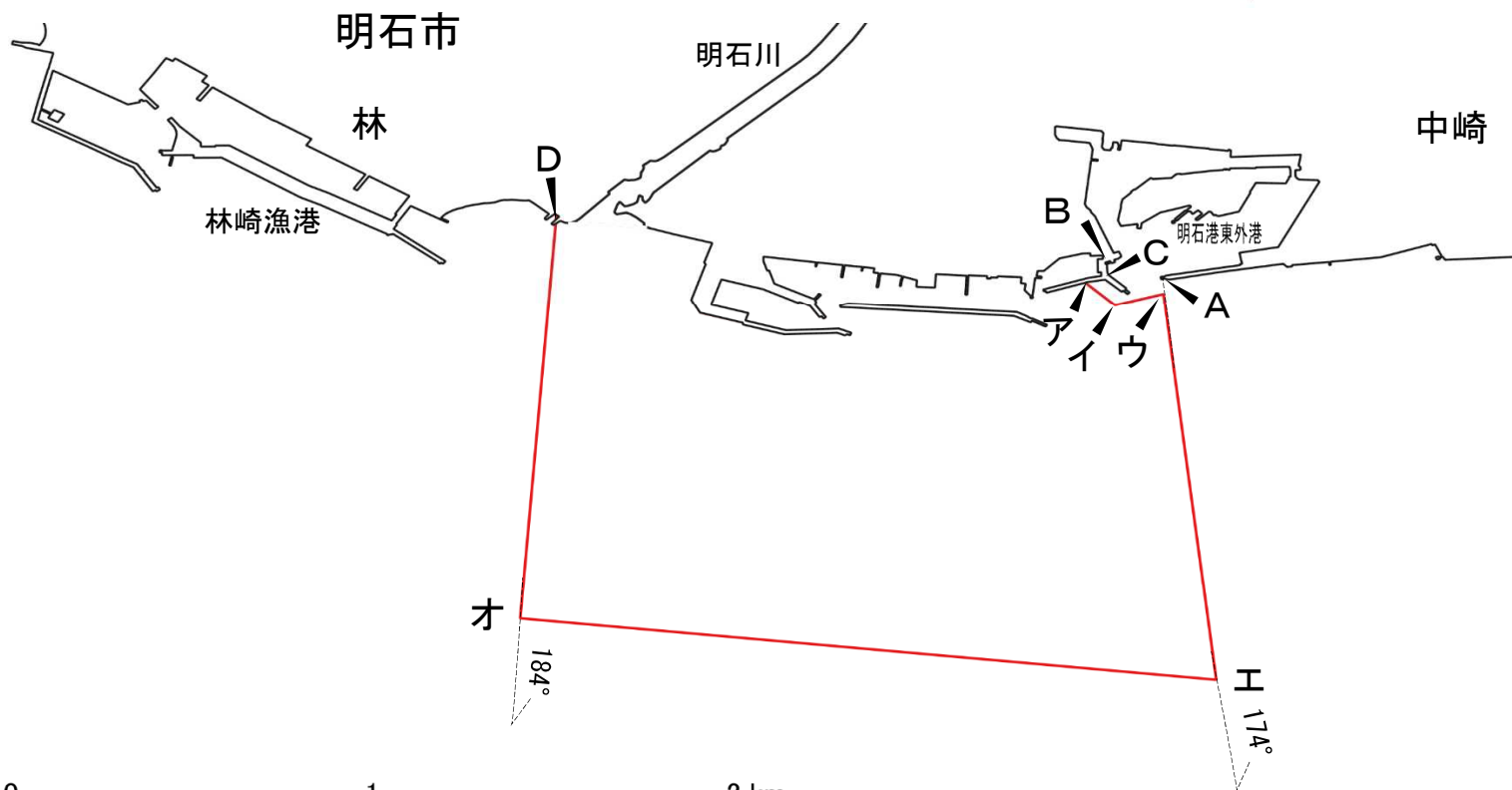
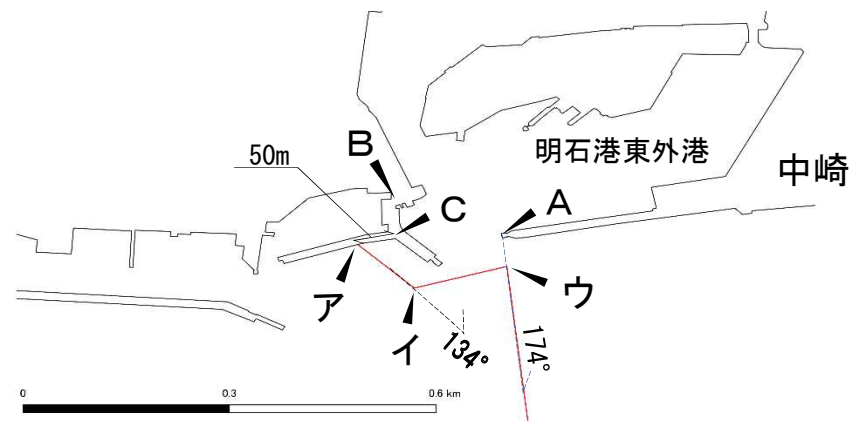
免許番号 共第10号

漁場の位置 明石市明石港中外港から明石市船上に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちB、C及びアを結んだ線（防波堤に沿う）並びにア、イ、ウ、エ、オ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- A 明石市明石港東外港南防波堤西端（北緯34度38.50分、東経134度59.48分）
- B 明石市明石港中外港南防波堤基部（北緯34度38.53分、東経134度59.39分）
- C 明石市明石港中外港南防波堤隅角部（北緯34度38.50分、東経134度59.39分）
- D 明石市船上下水処理場排水口中央（北緯34度38.60分、東経134度58.58分）
- ア Cから防波堤に沿い西へ50メートルの点（北緯34度38.49分、東経134度59.36分）
- イ アから134度100メートルの点（北緯34度38.45分、東経134度59.41分）
- ウ Aから174度50メートルの点（北緯34度38.47分、東経134度59.48分）
- エ ウから174度1,150メートルの点（北緯34度37.85分、東経134度59.56分）
- オ Dから184度1,200メートルの点（北緯34度37.95分、東経134度58.52分）



令和5年9月1日 免許

共第10号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	かき漁業		1月1日から12月31日 まで							潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事 の許可を受けなければなら ない。
	1	まてがい漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日 まで							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第10号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	明石市岬町33番1号 明石浦漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		